

半の臨床教育と助手期間に代わるもので、4年間となり、実際的な教育を基礎とする。

試験は、従来1年以内の大掛りなものであったが、今後は3回に分け、第1臨床年後に第1回、第3年後に第2回、第4年後に第3

回となる。この試験はすべて客観性を保つため筆記とし、全国统一していわゆるクイズ式の選択式で、すなわち1問毎にいくつかの解答のうち1つを選ばせる。ただし第3回目の試験だけは筆記のほかに口頭で行ない、合格

すれば直ぐ自動的に認可される。

Die Welt, 27 August.

(安積鋭二 国立国会図書館)

社会保障ごぼれ話

イタリアの年金制度

イタリアでは、1968年に年金制度が改正され、この改正の最終的目標は1970年となっていた。

この国の社会保険は複数の保険によって実施されており、たとえば、全国社会保険協会は一部の自営業者、電気やガス関係の労働者、一部の銀行員を除外して、多数の一般労働者と農業労働者をカバーしている。上に示した保険者の年金では、40年間の拠出と65歳以上の年齢を条件として、受給直前における3年間の総報酬の65%に相当する年金が支給されることになっている。もし、拠出期間が40年未満であれば、賃金の1.625%に拠出期間(年)をかけて、年金額が算出される。

ところで、上に示したように、40年以上拠出した65歳以上の高齢者は、収入の65%に相当する年

金を支給されることになっているが、しかし、1968年の改正以前では、40年間の拠出で支給される年金の収入に対する比率は、40.8%で、この比率は拠出15年間ならば、僅かに30.4%となっていた。したがって、1968年の改正によって、年金額の水準は、一挙にかなり大幅に上げられることになった。

上述した年金は65歳で受給した例であるが、年金の受給について、一応それよりも低い退職年齢が定められており、この年齢は男子が60歳、女子が55歳とされている。もっとも、この退職年齢が定められていても本人が希望するならば、退職年齢後に任意に加入を継続する形で、有利な年金のために、拠出を続けることができる。また、年金を受給しながら、労働に従事することも認められている。この例では、農業の一時的な労働は除かれるが、このように、年金を受給しながら労働に

従事する場合には、年金額を所定水準まで減額されることになっている。ちなみに、最低の年金額が定められており、この最低額は農業労働者とその他の一般労働者に、それぞれの水準が設けられ、農業労働者の方がやや低い。もっとも、これら2つの労働者グループには、拠出にも2本建の拠出率が定められており、農業労働者の拠出は他の労働者より低い。

1968年の改正は、幾つかの重要な改善を含んでいたが、このような改善のために、財源調達では、労使双方の負担する拠出が、拠出率を1.65%引上げられている。

ところで、改正の最終目標は1970年となっているが、この目標は、退職時の収入の80%に相当する年金の実現と、女子の受給年齢引上げを主要な柱としている。

(平石長久 社会保障研究所)